

(仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) の概要

人が人として生きていく上で、コミュニケーションは、なくてはならないものです。

家庭で、学校で、職場で、地域で…。人は、様々な場面で、音声による言語でコミュニケーション（以下「話」という。）をしています。

話をすることで、人は多くの人と関係を築くことができます。また、知識を得ることで、それが考えることにつながります。

聞こえる人にとって話すことは当たり前ですが、障害があるため、話をするのが難しい人もたくさんいます。

ろう者は、聴覚に頼らず、視覚で情報を得たり、視覚による言語を駆使して、物事を考え、意思の疎通を図り、自分自身を肯定し、誇りとアイデンティティを持って生きる人々です。

ろう者は、「手話」を用いて会話をします。手話は、ろう者の言語ですが、それを理解できる人は、手話を学んだ、ごく少数の人に限られています。

耳が聞こえなければ、相手が自分に何を言っているのか、何を伝えたいのかわかりません。また、ろう者の使う手話が分からなければ、ろう者が何を言っているのか、何を伝えたいのかわかりません。

手話を知らなければ、ろう者と音声による言語で会話をする人（聴者（ちょうしゃ））との話が成立しなくなります。

この条例は、ろう者がいつでも誰とでも手話で話ができることが当たり前の地域社会を目指すために制定するものです。

1. 条例 (案) の概要

前文

ろう者とは何か。ろう者が使用する言語は日本手話であることなどの定義や、条例を制定する意義を説明しています。

本文

(1) 目的

日本手話（以下「手話」という。）の理解及び普及の促進や地域において手話を利用しやすい環境を構築することに関しての基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、手話通訳者の役割を明らかにし、ろう者等の手話を必

要とする市民（以下「手話を必要とする市民」という。）が自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して生活できる地域社会にすることを目的としています。

（２）定義

「日本手話」とは、手話を必要とする市民が使用する言語で、手指や体の動きだけでなく、顔の部位などの動きが文法の役割を果たすなど、視覚的に表現し、日本語とは異なる文法体系を持つ独立した言語のことをいいます。

（３）基本理念

手話を必要とする市民は、手話による意思の疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない、手話が言語であることを認識し、手話で意思の疎通を図りやすい環境を構築し、手話を必要とする市民がすべての市民とお互いに人格と個性を尊重しながら、共生することができる地域社会を構築することを目指します。

（４）市の責務

市は、手話を普及し、手話を必要とする市民が手話による意思の疎通を図ることができ、自立した日常生活や社会参加を保障するため、必要な施策を行います。

（５）市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するものとします。

手話を必要とする市民は、市の施策に協力し、基本理念に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。

（６）事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする市民が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境の整備に努めるものとします。

（７）手話通訳者の役割

手話通訳者は、手話を必要とする市民の意思を尊重し、社会参加を促し、本条例の基本理念に対する理解を促進し、手話の普及に努めるものとします。

(8) 施策の推進方針

①市は、手話の理解及び普及の促進並びに手話を利用しやすい環境の整備などを推進する方針を定めるものとします。

②施策の推進方針は、障害のある人のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものとします。

③市長は、施策の推進方針を定めるとき等は、朝霞市障害者プラン推進委員会等の障害福祉に関する会議において、手話を必要とする市民などの意見を聴くものとします。

2. 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。